

定 款

株式会社 ダイショー

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社ダイショードと称し、英文では、DAISHO CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 次に掲げる物品の製造・販売並びに輸出入

- (1) たれ類
- (2) 粉末調味料類
- (3) スープ類
- (4) ソース類
- (5) 健康食品
- (6) ドレッシング類
- (7) 加工食品類
- (8) 清涼飲料水
- (9) 即席食品

2. 次に掲げる物品の販売

- (1) 化粧品、医薬部外品
- (2) 石鹼類、洗剤類、日用雑貨品、介護用品
- (3) 食品製造販売用機材・原材料及び資材
- (4) 酒類

3. 飲食店の経営

- (1) 飲食店の運営
- (2) コンサルティング業務

4. 前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

定 款

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

定 款

第 15 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 (員数)

当会社の取締役は、15 名以内とする。

第 19 条 (選任の方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (任期)

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

定 款

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。

但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

第27条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第28条（選任の方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあつた株主総会後、4年後の定時株主総会の開始の時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

定 款

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、その期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会 計 監 査 人

第35条（選任の方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第36条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 取締役、監査役並びに会計監査人の責任免除

第37条（取締役、監査役並びに会計監査人の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役又は社外監査役又は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 8 章 計 算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条（剰余金配当の基準日）

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第40条（中間配当の基準日）

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

定 款

第41条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

（附則）（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第1条

定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和41年12月19日制定	平成19年 6月28日改訂
昭和50年 5月29日改訂	平成21年 6月26日改訂
昭和57年 9月11日改訂	平成22年 6月29日改訂
平成 2年 8月 6日改訂	平成25年 6月27日改訂
平成 4年 6月19日改訂	平成28年 6月29日改訂
平成 5年 3月19日改訂	令和 4年 6月29日改訂
平成 5年 9月30日改訂	
平成 6年 2月 4日改訂	
平成 6年 3月10日改訂	
平成 6年 6月30日改訂	
平成 7年10月17日改訂	
平成 8年 1月23日改訂	
平成 8年 6月27日改訂	
平成 9年 6月27日改訂	
平成10年 6月26日改訂	
平成12年 6月29日改訂	
平成13年 6月28日改訂	
平成14年 6月27日改訂	
平成15年 6月27日改訂	
平成16年 6月29日改訂	
平成18年 6月29日改訂	